

石巻市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、堀内賢市監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団に係る監査から除斥した。

令和4年10月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

令和4年度

行政監査報告書

石巻市監査委員事務局

目 次

第1章 はじめに

- 1 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 監査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 指定管理者制度

- 1 石巻市における指定管理者制度の概要・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 指定管理者制度に関する規程・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 行政監査

- 1 対象施設の選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 監査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 監査の結果（各論）

- 1 石巻市子どもセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 石巻市立釜保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 石巻市かわまち交流拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 石巻市総合運動公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 石巻健康センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館・・・・・・・・・・ 14
- 7 石巻市河北総合センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 石巻市複合文化施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 9 雄勝地域拠点エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 10 石ノ森萬画館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 11 牧山市民の森・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第5章 監査の結果（総論）

- 1 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について・・ 26
- 2 施設の管理・運営が適切に行われているか。・・・・・・・・ 26
- 3 市と指定管理者の情報交換や業務の調整が十分に行われているか。・・ 27
- 4 今回の監査から見えた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

資料編 調査票の集計結果

- 1 所管課の調査票集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 指定管理者の調査票集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

〔第1章 はじめに〕

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用状況」

3 監査の目的

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められたときに、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせるものであり、地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受し、住民福祉のさらなる増進を目指すものである。石巻市においては、100を超える施設に指定管理者制度を導入し、「石巻市指定管理者制度導入基本方針」、「石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する事務の手引き」に基づき、運用している。

指定管理者制度が導入されて久しく、市民サービスの向上、住民福祉の増進という本来の目的に沿った運用となっているか監査を実施するものである。

〔第2章 指定管理者制度〕

1 石巻市における指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度に関する規程

ア 公の施設の設置及び管理に関する条例及び規則

全ての公の施設について条例が制定され、必要に応じて規則等が整備されている。

なお、都市公園、雄勝地域拠点エリアにおける拠点施設、かわまち交流拠点施設、複合文化施設等は、複数の公の施設について一括して条例に定められている。

イ 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則

石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例が制定され、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定められている。また、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則が制定され、同条例の施行に関し必要な事項が定められている。

ウ 石巻市指定管理者制度導入基本方針

指定管理者制度導入基本方針において、指定管理者制度導入に際しての基本的な考え方、判断基準、選定方法、手続等に関し概略が定められている。

エ 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する事務の手引き

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する事務の手引きにおいて、公募の方法、申請書類、指定管理者候補者の選定に係る評価項目、公の施設の指定管理者の指定の手続に係る事務処理等に関し必要な事項が定められている。

(2) 運用状況

ア 導入施設数（令和3年4月時点）

所管部署	導入施設数	左のうち 公募施設数	指定管理期間別の施設数			
			5年	4年	3年	1年
総務部	1	0				1
河北総合支所	7	0	6		1	
雄勝総合支所	3	0	2		1	
河南総合支所	22	0	22			
桃生総合支所	11	0	11			
北上総合支所	3	1	3			
牡鹿総合支所	7	1	5	2		
生活環境部	6	3	6			
健康部	1	1	1			
福祉部	6	4	6			
産業部	11	0	6		5	
建設部	14	2	1		13	
教育委員会	14	7	12	2		
計	106	19	81	4	20	1

備考 公募により指定された指定管理者の指定期間満了に伴い、公募によらないで現に指定管理者として指定されている者を新たな指定管理者として指定したときは、非公募とした。

イ 料金制度、指定管理料（令和3年度実績、106施設の集計）

	指定管理料あり	指定管理料なし	計
利用料金	44	37	81
使用料	0	0	0
料金なし	24	1	25
計	68	38	106

備考1 使用料として徴収する場合、当該使用料収入は市の歳入となり、管理業務の必要経費は全額市が負担する。

2 利用料金制を採用する場合は、当該利用料金収入は指定管理者の収入であり、当該管理業務の必要経費の一部に充てられる。

ウ 導入施設の内容及び指定管理者の法人・団体種別（令和3年4月時点、106施設の集計）

導入施設の内容及び指定管理者の法人・団体種別ごとに集計した。

区分 施設内容	株式会社	一般 社団法人等	公共的 団体	地縁に よる団体	特定非営利 活動法人	その他 の団体	合計
レクリエーション・ スポーツ施設	4	3	1	3	2	2	15
産業振興施設	3	2	4	0	0	4	13
基盤施設	0	17	0	1	0	5	23
文教施設	1	6	1	0	0	1	9
社会福祉 施設	0	0	5	36	0	5	46
合計	8	28	11	40	2	17	106

備考1 株式会社には、有限会社を含む。

2 一般社団法人等には、一般社団法人のほか、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を含む。

〔第3章 行政監査〕

1 対象施設の選定理由

令和3年4月時点において、指定管理者が管理・運営する施設は、106施設（公募19施設、非公募87施設）ある。その中から、指定管理料の有無、施設の性格、利用者の範囲、指定管理者の選定方法（公募・非公募）、これまでの指定管理者監査の実施状況等を考慮し、現に指定管理者制度により管理・運営を行う公の施設の中から、次表のとおり対象施設を選定する。

なお、選定外となった施設については、今後の定期監査等での実施を予定している。

監査の対象部課、対象施設及び指定管理者

(1) 令和3年度監査の対象部課・指定管理施設・指定管理者一覧

番号	対象部課	対象施設	指定管理者
1	福祉部 子育て支援課	石巻市子どもセンター	いしのまき子どもセンター コンソーシアム
2	福祉部 子ども保育課	石巻市立釜保育所	社福) なかよし会
3	健康部 健康推進課	石巻健康センター	フクシ・ビルワーク 共同事業体
4	産業部 商工課	石巻市かわまち交流拠点施設	一社) 石巻観光協会
5	教育委員会 体育振興課	石巻市総合運動公園	特非) 石巻市スポーツ協会

備考1 上記施設の指定管理期間の始期は、全て令和2年度以前である。

(2) 令和4年度監査の対象部課・指定管理施設・指定管理者一覧

番号	対象部課	対象施設	指定管理者
1	雄勝総合支所 地域振興課	雄勝地域拠点エリア	硯上の里おがつ運営協議会
2	産業部 観光課	石ノ森萬画館	株) まちづくりまんぼう
3	産業部 農林課	牧山市民の森	石巻地区森林組合
4	教育委員会 生涯学習課	石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館	公財) 石巻市芸術文化振興財団
5		石巻市河北総合センター	
6		石巻市複合文化施設	

備考1 上記施設の指定管理期間（今期）の始期は、全て令和3年度である。

2 監査の期間

令和3年12月3日から令和4年10月27日まで

3 監査の方法

監査にあたっては、指定管理者制度について施設の管理所管課及び指定管理者に資料の提出を求め、各担当からのヒアリングを実施した。

4 監査の着眼点

指定管理者制度は、経済の停滞や国・地方自治体の厳しい財政状況を背景として、従来、直営又は公共的団体が実施していた各種公共施設の管理運営について、広く民間事業者の知恵や経験等ノウハウの活用により経費の縮減とともにサービスの維持向上を目的として導入されたものである。石巻市における指定管理者制度において、行政と指定管理者の密接な連携の下での確に役割分担が行われているか、施設利用者へのサービス提供の向上が図られているかなどを考慮し、次の視点で考察する。

(1) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営が行われているか。

- ア 利用者ニーズの研究・分析が行われているか。
- イ 利用者サービスの向上に向けた取組みが行われているか。
- ウ 利用状況の向上に向けた取組みが行われているか。

(2) 施設の管理・運営が適切に行われているか。

- ア 基本協定、事業計画等に基づき事業が適切に実施されているか。
- イ 基本協定、事業計画等に基づき施設の管理が適切に行われているか。
- ウ 利用者の視点に立った施設管理が行われているか。

(3) 市と指定管理者の情報交換や業務の調整が十分に行われているか。

- ア 情報交換、意見交換、業務の調整はどのように行われているか。
- イ 情報交換、意見交換、業務の調整は定期又は随時に行われているか。

〔第4章 監査の結果（各論）〕

1 石巻市子どもセンター

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市立町一丁目6番1号
指定管理導入時期	平成30年4月1日
設置根拠	石巻市子どもセンター条例
設置の趣旨・目的	子どもに健全な遊びと安心して過ごすことができる居場所を与え、その健康を増進するとともに、子どもの社会参加の推進を図ること。
施設の事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに居場所を提供する事業 ○子どもの健康の増進に関する事業 ○子どもの育成を図る事業 ○子どもの社会参加を促進する事業 ○子育て支援及び休日子育て相談事業 ○子どもと高齢者等との世代間交流事業 ○子どもに関するボランティアの育成事業
指定管理者	いしのまき子どもセンターコンソーシアム 構成団体 特定非営利活動法人ベビースマイル石巻 特定非営利活動法人子どもにやさしいまちづくり
指定期間	平成30年4月～令和5年3月（5年間）
指定管理料	30,166,000円（令和2年度実績）
公募・非公募の別	公募
担当部課	福祉部子育て支援課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成30年4月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。 また、利用料金制度は採用していない。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

当施設においては、指定管理者が主体となって、毎年利用者アンケート、企画毎のアンケート及び利用者の声を聴く企画（Bigvoice）の実施や事業及び利用者対応に関する振り返りワークショップ開催により、利用者ニーズの研究及び分析を行い、また、外部研修への参加によりスタッフの知識や技量の向上を図り、利用者サービスの向上に努めている。

また、利用者数の増加や利用頻度の向上に向け、広報誌「らいつだより」を市内小中学校、公共施設、子育て支援施設、施設近隣小学校の全児童への配布、新小学1年生、4年生、新中学1年生、新高校1年生を対象にパンフレットを配布、校外学習の受入れ、地元紙での連載記事の掲載及びホームページやSNSによる積極的な情報発信などに取り組んでいる。これらの取り組みの特色は、利用者の主体である子どもの生の声を大切にし、具体の施設運営や事業に生かしている点にあり、設置目的の実現を目指した施設運営がなされていると評価できる。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画及び指定管理者を公募した際に市が示した指定管理者管理・運営業務仕様書に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

また、指定管理者のスタッフにおいては、子どもセンター行動規範が定める基本理念、基本姿勢等が理解されており、これらを踏まえた利用者の視点に立った施設管理が行われていると評価できる。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

指定管理業務を円滑に行うため、市と指定管理者との間で、定期及び随時に情報交換の機会が設けられ、また、指定管理者から月次報告書が提出され、市が確認をするなど、施設の管理運営や事業の実施に関し、両者間の情報交換や意思疎通に特段の不足はないと評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、市から指定管理者に対し、施設を休館した際の子どもへの対応の検討を助言し、新しい取組みが行われるなど、時機に適した柔軟な事業調整が行われたものと評価できる。

2 石巻市立釜保育所

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市三ツ股三丁目1番1号
指定管理導入時期	平成29年4月1日
設置根拠	石巻市保育所条例
設置の趣旨・目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと。
施設の事業概要	○釜保育所の運営に関する事業
指定管理者	社会福祉法人なかよし会
指定期間	平成29年4月～令和4年3月（5年間）
指定管理料	石巻市立釜保育所 83,864,130円（令和2年度実績） 地域子育て支援拠点事業 7,842,000円（令和2年度実績）
公募・非公募の別	公募
担当部課	福祉部子ども保育課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成29年4月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。 また、利用料金制度は採用していない。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

保育施設全体の運営については、児童福祉法を根拠に県による専門的な視点での監督、検査を受けているが、現在まで特段の指摘はなく、指定管理者によって適切な運営が行われていることを確認した。

また、指定管理者が主体となり、保育所内玄関での保育日誌の掲示や壁面に写真や児童の作品を掲示するなどの取組みについては、保護者にとって、子どもの様子や活動を確認できるとともに、保育への理解が増し、保育所の信頼や安心にもつながり、利用者サービスの向上に資するものと評価できる。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画及び指定管理者を公募した際に市が示した指定管理者業務仕様書に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

なお、指定管理者は、基本協定及び指定管理者業務仕様書に基づき、毎年、事業報告書及び自己評価報告書を作成し、市の確認を受けることとされている。報告書を提出させ確認することの趣旨は、施設運営上の課題や問題点を発見し、それを施設の管理運営にフィードバックするなど、施設管理運営の向上につなげることであるが、提出されたこれらの自己評価報告書の内容の検証や積極的な活用の様子は見られず、書類の作成及び提出自体が目的化しているように見られる。

今後は、作成された報告書等を通じ、市及び指定管理者が、共通の理解と認識を持ちながら、実際の施設管理や保育所運営において、具体的に活かせるよう望むものである。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

指定管理業務を円滑に行うため、市と指定管理者との間で、定期及び随時に情報交換の機会が設けられ、また、指定管理者から月次報告書や指定管理料請求書が提出され、市はその内容を確認した上で、指定管理料の支払がなされており、施設の管理運営や事業の実施に関し、両者間の情報交換や意思疎通に特段の問題は見られない。

3 石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまちバス駐車場、石巻市かわまち交通広場（以下「石巻市かわまち交流拠点施設」と総称する。）

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

指定管理導入時期	平成30年9月1日 ただし、石巻市かわまち交通広場は、平成31年1月1日
設置根拠	石巻市かわまち交流拠点条例
設置の趣旨・目的	石巻中央地区の中心市街地に市民や観光客が集える憩いの場を提供するとともに、交流人口の増加や賑わいの創出による中心市街地の活性化を図ること。
施設の事業概要	○石巻市かわまち交流センター 市民や観光客の交流、情報発信、学び、集い、憩いの拠点施設 ○石巻市かわまち立体駐車場 普通自動車等による中心市街地及び周辺地域への来訪者のための立体駐車場 ○石巻市かわまちバス駐車場 大型バス等による中心市街地及び周辺地域への来訪者のための専用駐車場 ○石巻市かわまち交通広場 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の通路及び乗降場
指定管理者	一般社団法人石巻観光協会
指定期間	平成30年9月～令和4年3月（3年7か月） ただし、石巻市かわまち交通広場は、平成31年1月～令和4年3月（3年3か月）
指定管理料	32,844,969円（令和2年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	産業部商工課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成30年9月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

本施設に係る基本協定書や仕様書においては、利用者ニーズの研究・分析、利用者サービス及び利用状況の向上に向けた積極的な取組みを求める内容は見当たらない。指定管理者は、市へ利用者の属性や利用状況の情報を提供しているが、市及び指定管理者の双方において、情報の研究・分析を行うなど、利用状況の向上等に向けた取組みにはつながっていない。

今後は、市及び指定管理者の双方が、利用状況等の情報を積極的に分析、活用し、利用者サービスや利用状況の向上へつなげるよう努められたい。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画及び指定管理者を公募した際に市が示した指定管理者業務仕様書に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

なお、本施設については、災害時や不審者の発生時に備えた対策・対応を具体的に定めていないことから、早急な改善を求めたい。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

指定管理業務を円滑に行うため、市と指定管理者との間で、随時、情報交換の機会が設けられ、また、指定管理者から月次報告書や指定管理料請求書が提出され、市はその内容を確認した上で、指定管理料の支払がなされており、施設の管理運営や事業の実施に関し、両者間の情報交換や意思疎通においては特段の問題は見られないものの、利用状況の向上等に向けた取り組みについては、市及び指定管理者が、より一層の連携を図り、積極的に実施されるよう努められたい。

4 石巻市総合運動公園

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市南境字新小堤 1 8
指定管理導入時期	令和 2 年 4 月 1 日
設置根拠	石巻市都市公園条例
設置の趣旨・目的	体育・スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資すること。
施設の事業概要	○石巻市総合運動公園の管理運営に関する事業
指定管理者	特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会
指定期間	令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月（5 年間）
指定管理料	1 5 3, 6 6 8, 0 7 8 円（令和 2 年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	教育委員会体育振興課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は令和 2 年 4 月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

当該施設においては、コロナ禍でトレーニングセンターの利用者が激減するなか、マンツーマン指導の実施により利用促進に取り組んだり、トレーニングセンター利用者へのアンケート調査やスポーツ施設の利用者に報告書を提出してもらい、利用者ニーズの把握に努める等、厳しい社会環境の中、施設運営に積極的に取り組んでいる。

(3) 施設の適切な管理運営について

各種事業については、基本協定、事業計画及び指定管理者業務仕様書に基づき、指定管理者により概ね適切に行われていることを確認した。

しかしながら、施設管理については、令和 2 年度において、指定管理施設の一部損壊（枯芝）が生じてしまったことは、主要施設の管理運営が一部適切に行われていないと評価せざるを得ない。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

令和 2 年度においては、指定管理施設における施設の損壊（枯芝）が生じ、指定管理者側での対応によっても施設の復旧が十分になされず、市としても指定管理者に対する助言、指導、指示も不十分であり、また、施設設置者として原因行為者に対する対応がなされていなかった。事故や不測の事態が生じたときこそ、両者間で意思疎通を図り、市からの指定管理者側への積極的な助言や指導だけでなく、施設設置者として市の対応が必要だが、この点について十分とは言えず、改善を求めたい。

5 石巻健康センター

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市立町一丁目7番3号
指定管理導入時期	平成21年4月1日
設置根拠	石巻健康センター条例
設置の趣旨・目的	市民の心身の健康づくり及び生きがいの醸成に資すること。
施設の事業概要	○心身の健康を増進するための講座等の実施 ○芸術・文化に関する講座等の実施 ○心身の健康増進及び芸術・文化に関する情報提供
指定管理者	フクシ・ビルワーク共同事業体
指定期間	平成31年4月～令和6年3月（5年間）
指定管理料	35,765,734円（令和2年度実績）
公募・非公募の別	公募
担当部課	健康部健康推進課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成21年4月が初回であり、本施設の指定管理者は初回より現在に至るまで上記指定管理者が継続的に指定されている。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

当該施設においては、無作為に抽出した利用者による意見交換会を開催し、受講講座の内容や時間、参加してみたい講座やイベント、その他細かな要望等を聴取し、利用者ニーズの把握に努め、施設運営に積極的に取り組んでいる（ただし、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度以降、意見交換会は開催していない。）。

(3) 施設の適切な管理運営について

指定管理者においては、施設を適切に管理すべく努力しているが、経年劣化により、施設設備に不具合や故障が見られるなか、十分な措置が講じられていない。市民の利用上、また指定管理者の管理上、支障や不具合を来すことも懸念されるところから、市が施設設置者として、施設の現状を正確に把握し、計画的な対応を望むものである。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

基本協定書第52条において、業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整を図る運営協議会を設置することとしているが、実際は設置されておらず、基本協定書に掲げた事項が遵守されていない。

しかしながら、市と指定管理者との間で、随時連絡し情報交換を行っており、施設管理等に関し両者間の情報交換や意思疎通に特段の問題は見られない。

運営協議会については、その設置の必要を再度検討し、設置が必要な場合には市側主導で速やかに設置、設置の必要性が無い場合には、基本協定書を変更するなど適切な対応を求める。

6 石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市北村字前山15番地1
指定管理導入時期	平成26年4月1日
設置根拠	石巻市多目的ふれあい交流施設条例
設置の趣旨・目的	地域住民の交流及び公益活動の推進並びに文化、体育の振興及び健康増進を図り、もって公共の福祉の向上に資すること。
施設の事業概要	○文化ホール、アリーナその他の施設を利用に供すること。 ○芸術・文化及び体育に関する事業及び情報提供を行うこと。 ○公益活動、学習及びふれあい交流の場の提供を行うこと。
指定管理者	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
指定期間	令和3年4月～令和7年3月（4年間）
指定管理料	81,572,000円（令和3年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	教育委員会生涯学習課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成26年4月が初回であり、本施設の指定管理者は初回より現在に至るまで上記指定管理者が継続的に指定されている。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

遊楽館の特色の1つとなっているパイプオルガン（ロビー設置）については、年2回の定期点検と週1回の音出しを兼ねた調律を実施する等、適切に管理されている。

また、アリーナやトレーニング室の空き状況や各種イベントの情報発信、複数スタッフでの窓口対応（来館者の待ち時間短縮）、来館者へのアンケート調査実施、パイプオルガンを広くアピールするためフリー演奏体験の実施回数を増やす等、利用者の利便性向上や利用促進に向けた一定の努力が見られる。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画等に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

当該指定管理者は、本施設のほか河北総合センター及び複合文化施設の3施設を管理していることから、各施設間で連携しながら流動的に業務を遂行することができる反面、固定しなければならない職員配置が課題となることが懸念される。

指定管理者には、遊楽館の事業規模に応じて、各種の積極的な自助努力が常に求められるが、市も施設の設置者として、本市における当施設の役割、位置づけ、運営方針を明確にした上で、業務内容の見直しを図るなど、上記の課題に対し、市として適切な対応を求めたい。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

双方の必要に応じて、連絡協議の場が設けられているが、その内容については、施設を運営する指定管理者からの要望を聞くだけでなく、市と指定管理者との協働により諸課題を解決していくための、より具体的な内容であることが望まれる。

一例として、備品管理について、毎年度、指定管理者から市に対し、使用不可となった備品の廃棄・処分手続きを依頼してきたが、これまで具体的な計画や廃棄処分は行われてこなかった。

今後は、市が主導となり、指定管理者に対して具体的な廃棄計画を示す等、指定管理者との協働による適切な備品管理に努められたい。

7 石巻市河北総合センター

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市成田字小塚裏畑54番地
指定管理導入時期	平成26年4月1日
設置根拠	石巻市河北総合センター条例
設置の趣旨・目的	スポーツ、文化、学習及び交流活動の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資すること。
施設の事業概要	○体育、スポーツ及びレクリエーションの普及及び振興に関すること。 ○芸術及び文化の普及及び振興に関すること。
指定管理者	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
指定期間	令和3年4月～令和7年3月（4年間）
指定管理料	68,964,000円（令和3年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	教育委員会生涯学習課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成26年4月が初回であり、本施設の指定管理者は初回より現在に至るまで上記指定管理者が継続的に指定されている。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

利用者の利便性向上への取り組みとしては、全館利用状況等のリアルタイムでの表示、施設案内や各種イベント等の情報発信、アンケート調査の実施が挙げられる。

また、アリーナにおいてはバドミントン及びソフトテニスのライン増設、トレーニング室においては職員によるトレーニング講習会（1時間程度を月2回実施）が、利用者数の増加に貢献しており、一定の努力が見られる。

しかし、平成6年の施設完成からすでに28年が経過し、老朽化による大規模な補修が必要とされる設備等が多く、今後の施設運営に支障をきたすことが懸念される。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画等に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

しかし、ホール、体育施設（アリーナ・トレーニング室）、学習棟から成る当施設は、老朽化に伴う大規模な補修の必要性が高まっており、運用・管理の面で大きな課題となっている。特に、ホールやアリーナの吊り物装置等は、劣化に伴い、落下の危険性が高く、利用者及び従事者の安全面、重大事故防止の観点から、早急な対応が求められる。

また、当施設は、災害時の指定避難所としての役割も担っており、市民から求められる施設としての安全性には特に配慮されなければならないものであることから、指定管理者側から出された施設の老朽化に伴う修繕等の要望については、市民サービスの低下を招くことのないよう、早急な対応を望むものである。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

双方の必要に応じて、連絡協議の場が設けられているが、その内容については、施設を運営する財団からの要望や修繕相談を聞くだけでなく、市と指定管理者との協働により諸課題を解決していくための、より具体的な内容であることが望まれる。

一例として、備品管理について、毎年度、指定管理者から市に対し、使用不可となった備品の廃棄・処分手続きを依頼してきたが、これまで具体的な計画や廃棄処分は行われてこなかった。

今後は、市が主導となり、指定管理者に対して具体的な廃棄計画を示す等、指定管理者との協働による適切な備品管理に努められたい。

8 石巻市複合文化施設（石巻市芸術文化センター・石巻市博物館）

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市開成1番地8
指定管理導入時期	令和2年4月1日
設置根拠	石巻市複合文化施設条例
設置の趣旨・目的	芸術文化の振興、創造及び交流を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。
施設の事業概要	[石巻市芸術文化センター] ○ホール、市民ギャラリー、研修室等を住民の利用に供すること。 ○芸術文化に関する情報の提供を行うこと。 ○芸術文化の振興、創造及び交流に関すること。 [石巻市博物館] ○施設の維持管理、受付業務に関すること。
指定管理者	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
指定期間	令和2年4月～令和7年3月（5年間）
指定管理料	275,291,628円（令和3年度実績）※石巻市複合文化施設として
公募・非公募の別	非公募
担当部課	教育委員会生涯学習課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は令和2年4月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

利用者の利便性向上に向けた取り組みについては、各種イベントの情報発信や、ホールボランティア活用による多様な意見や要望の把握、また、事業実施にあたっては、職員自らが企画・運営・演者まで務めることでコストの削減を図る等、一定の努力が見られる。

また、当施設は開館後まだ年数が浅いことから、施設としての位置づけ、方向性、具体的目標等の設定が特に重要である。

今後さらなる少子高齢化や生活の多様化等に伴い、利用需要が変化していく中であっても、複合文化施設の存在意義を持続していくためには、複合文化施設のブランディング、人材育成、ホール入館料等の目標数値設定、その他各種の具体的目標を市と指定管理者が共有し、連携して地域文化を創造、発信していくことが必要と考える。

石巻市第二次総合計画基本計画の施策を展開する上でも、複合文化施設に求められる役割は大きく、市にも複合文化施設の設置目的を達成していくための積極的な姿勢が求められる。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画等に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

しかし、備品については、ホール、市民ギャラリー、研修室等の運営上、多数保有しているが、備品管理台帳に基づく備品シール貼付処理が完了していなかった。市には指定管理者と適宜調整の上、適切な管理に努められたい。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

双方の必要に応じて、連絡協議の場が設けられているが、その開催頻度や内容等については不十分であるとの意見が今回の監査の中で多く聞かれた。

当施設は、開館後まだ年数が浅く、事業運営と施設管理についての役割分担が明確になっていない部分が見受けられることから、市と指定管理者が、適切な事業運営と施設管理を実施できるよう、十分な連絡協議をしていく必要がある。

市と指定管理者との間で、これまで以上の綿密な連絡調整、情報共有が図られ、双方の信頼関係がより強化されるよう努められたい。

9 雄勝地域拠点エリア（雄勝硯伝統産業会館・雄勝観光物産交流館）

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市雄勝町下雄勝二丁目17番地
指定管理導入時期	令和3年4月1日
設置根拠	石巻市雄勝地域拠点エリア条例
設置の趣旨・目的	雄勝地域の水産・観光・伝統産業の振興、来訪者と市民との交流の促進及び地域の活性化を図ること。
施設の事業概要	[雄勝硯伝統産業会館] ○伝統的工芸品の展示に関すること。 ○伝統工芸の従事者及び後継者育成のための研修等に関すること。 ○硯に関する資料の収集及び供覧に関すること。 [雄勝観光物産交流館] ○雄勝地域の資源を活用した特産品等の展示販売に関すること。 ○観光情報の発信及び総合観光案内に関すること。 ○地域情報の発信及び震災伝承に関すること。 ○交流促進及び観光振興に関すること。 ○施設利用者の休憩及び休息の場の提供に関すること。
指定管理者	硯上の里おがつ運営協議会
指定期間	令和3年4月～令和8年3月（5年間）
指定管理料	51,000,000円（令和3年度）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	雄勝総合支所地域振興課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は、令和3年4月が初回であり、本施設への上記指定管理者の指定も今回が初回である。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

本施設に係る基本協定書、仕様書、事業計画書及び事業報告書においては、利用者に対するサービス向上のための方策がとられている。例えば、職員の接遇研修で観光客に対するおもてなしの精神を育むような人材育成や、道の駅での雄勝海鮮まつり等のイベントの開催といった積極的な集客を試みるイベントを企画することも行われていた。指定管理者は、定期的にモニタリングを行っており、アンケート等で利用者から要望があった場合は、現場で改善するような対策もとられていた。具体的には、アンケート調査で、来場者から「トイレへの看板が無く、どこにトイレがあるかわからない」といった要望にも、現場で看板を即座に設置する等の対応は評価できる。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定、事業計画及び指定管理者を公募した際に市が示した指定管理者業務仕様書に基づき、指定管理者により各種事業や施設管理が概ね適切に行われていることを確認した。

なお、本施設については、災害時の危機管理マニュアルは作成しているものの、不審者の発生時に備えた対策・対応を具体的に定めていないことから、改善を求めたい。

経営については、雄勝観光物産交流館は、入館者数は堅調に推移しているが、雄勝硯伝統産業会館は毎月の入館者数が少ないため、雄勝観光物産交流館から雄勝硯伝統産業会館に入館者が流れる方策を検討されたい。

テナント貸付収入については、すでに一部のテナントにおいて、賃料の支払遅延が見受けられることから、市としての指導及び助言を指定管理者に行い、適切な債権回収に努められたい。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

指定管理業務を円滑に行うため、市と指定管理者との間で、定期及び随時に情報交換の機会が設けられ、また、運営会議が毎月実施されており、施設の管理運営や事業の実施に関し、両者間の情報交換や意思疎通に特段の不足はないと評価できる。

引き続き、市においては、情報の研究・分析をし、利用状況の向上等に向けた取組を更に進めることが必要である。アンケート及び入館状況における調査内容については検証し、事業にフィードバックをして、市が中心となり、業務の適正執行やサービス水準の向上を図っていくため、各情報を分析した結果を指定管理者側に伝えて、事業が更に発展することを望む。

10 石ノ森萬画館

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市中瀬2番7号
指定管理導入時期	平成18年4月1日
設置根拠	石ノ森萬画館条例
設置の趣旨・目的	マンガ文化及び地域文化を発信することにより、市内外の人々の交流の促進を図り、もって市における文化の発展と地域経済の振興に寄与すること。
施設の事業概要	○石ノ森章太郎氏の作品の原画並びにマンガ及びアニメーションに関する文献等の資料の収集、保管、展示等 ○マンガ及びアニメーションに関する企画展、講演会、講習会、研究会等の開催
指定管理者	株式会社 街づくりまんぼう
指定期間	令和3年4月から令和8年3月まで（5年間）
指定管理料	71,500,000円（令和3年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	産業部観光課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成18年4月が初回であり、当初から上記指定管理者が指定管理者となっている。 また、利用料金制度を採用している。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

本施設に係る仕様書に、「利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと」と明記されており、指定管理者は、来館者アンケート、ウェブサイトの閲覧状況、観光動向指数のデータ等を分析し、体の不自由な者等の送迎や街燈の設置など来館者へのサービス向上に努めている。また、定期的に企画展を開催し、それにあわせポスター及びチラシを作成し各所に配布するとともに、SNS、インターネット広告を活用した情報発信、新たな仮面ライダー登場時には新ライダーのマスクの展示、映画公開時には館内で映像を追加展示するなど来館者の満足度向上に向けた取組みを常に考え実施しており、常に来館者数増加のため努力していることについて評価できる。

今後も工夫を凝らし更に新規来館者及びリピーターが増加するよう取り組まれない。

(3) 施設の適切な管理運営について

指定管理者においては、施設を適切に管理すべく指定管理の範囲で修繕を行い努力しているが、施設設置から21年が経過し、老朽化により施設設備に不具合や故障が見られる状況で、指定管理者は市へ報告し修繕を求めているが、十分な措置が講じられていない。市は施設設置者として、施設の現状を正確に把握し、緊急度の高い修繕等については早急に、将来的な展望に立って実施する改修等については計画的な修繕を検討されたい。特に空調設備は、経年劣化が著しく、故障した場合修理期間が長期となり、また、休業を余儀なくされることも想定されることから、来館者へのサービスの向上及び安全性の確保のため適正な対応が求められる。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

市と指定管理者の間では、定期及び随時に情報交換の機会が設けられ協議が行われている。また、指定管理者は市に対し毎月の来館者の状況等を月次報告書により報告し、市はその内容を確認するなど、施設の管理運営や事業の実施に関し、両者間の情報交換や意思疎通に特段の問題は見られない。

引き続き市と指定管理者が連携し、適正な施設管理や施設の特性を生かしたイベントの開催など、来館者への良好なサービス提供のため、更に努められたい。

1.1 牧山市民の森

(1) 施設の概要及び指定管理者制度の導入状況

所在地	石巻市湊字中座峯山1番地1
指定管理導入時期	平成18年4月1日
設置根拠	石巻市牧山市民の森条例
設置の趣旨・目的	市民の保健及び休養、教養文化活動並びに森林愛護思想の向上に資すること。
施設の事業概要	○牧山市民の森の管理運営に関すること。
指定管理者	石巻地区森林組合
指定期間	令和3年4月から令和8年3月まで（5年間）
指定管理料	12,000,000円（令和3年度実績）
公募・非公募の別	非公募
担当部課	産業部農林課
摘要	本施設への指定管理者制度の導入は平成18年4月が初回であり、当初から上記指定管理者が指定管理者となっている。 なお、施設等の貸出は全て無料となっている。

(2) 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

指定管理者である石巻地区森林組合は、植林、下刈や枝打ち等の育成管理、伐採、木材の加工から販売までを業務としており、森林事業全般に精通した石巻地域で唯一の事業者であり、指定管理施設の貸出や遊具等の管理のみならず、その経験や能力を生かし140haにも及ぶ公園施設の管理を適正に行っている。

(3) 施設の適切な管理運営について

基本協定書や仕様書、事業計画書等に基づき、指定管理者により施設管理等がおおむね適切に行われていることを確認した。

なお、本施設については、災害発生時等に備えた対策・対応を具体的に定めていないことから、早急な改善を求めたい。

また、施設に設置している遊具の中には、老朽化している遊具も見受けられることから、施設利用者の安全の確保のため、市は施設設置者としてその状況を正確に把握し、適切に修繕等を実施されたい。

(4) 市と指定管理者の情報交換や業務調整

基本協定書第39条において、業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整を図る運営協議会を設置することとしているが、実際には設置されておらず、基本協定書に掲げた事項が遵守されていない。

しかしながら、市と指定管理者との間で、随時連絡し情報交換を行っており、施設管理等に関し両者間の情報交換や意思疎通に特段の問題は見られない。

運営協議会については、その設置の必要を再度検討し、設置が必要な場合には市側主導で速やかに設置、設置の必要性が無い場合には、基本協定書を変更するなど適切な対応を求める。

また、令和3年度収支決算において、55万1,568円の余剰金が生じており、基本協定書及び年度協定書に余剰金が生じた場合精算する旨の規定は無く、令和4年度収支予算にも繰越されていないが、本施設の指定管理は指定管理料のみで運営されており、余剰金が生じた要因が、予定していた修繕が実施できなかったものであることから、余剰金の取扱いについては、市と指定管理者が協議を行い指定管理料の本来の趣旨に沿った適正な取扱いとすること。

〔第5章 監査の結果（総論）〕

1 公の施設の設置目的の実現を目指した施設運営について

今回の監査対象施設では、各種アンケートのほか、個別の聴き取りの機会を設ける等、利用者の意見・要望等の把握に努めているが、得られた情報の分析が行われていない、あるいは不十分な施設が見られた。また、自己評価を実施している施設において、評価結果が施設の管理運営業務にどのように活用されているのかが明らかでないものがあり、情報資源をサービスの向上や利用状況の向上に生かしきれていない事例が見られた。

指定管理者には、利用者のニーズの研究・分析の結果や自己評価等を通じて、サービスの実施状況等を確認し、その結果を施設の管理運営業務に反映させ、利用者サービスの向上や利用状況の向上を図ることを期待したい。

2 施設の管理・運営が適切に行われているか。

今回の監査対象施設は、法定検査や日常点検の実施、災害や不審者に備えたマニュアルの整備や訓練の実施、個人情報管理、金銭管理、会計帳簿の整理、事業の実施等について、概ね適正と認められた。

しかし、安全対策の観点から施設内に利用者向けに有事の際の避難場所を掲示する等しているものの、災害時等に備えた施設側がとるべき対策・対応を具体的に定めていない事例があり、早急な改善を求めたい。なお、基本協定書の標準例には、有事の際の対応を書面で予め定める等の明確な記載はなく、個々の事案に応じて、仕様書等で記載されているのが実情であるが、危機管理上必要な事柄など、いずれの施設でも必要とされるマニュアル等を定めることについて、遺漏が生じないように標準的な例を示すことが望ましい。

指定管理料における人件費の割合については、施設の維持管理費の多寡により大きく変動するが対象施設の平均は約57%である。最も割合が高いのは石巻健康センターで100%を超えているが、これは利用料金制度の採用により、収入を大きく得ているためである。逆に割合が低いのは複数の施設を管理している芸術文化振興財団で約30%である。

指定管理者が、指定管理の期間、施設の管理・運営を継続的、安定的に行うためには、必要な人員を適当な処遇により確保することが必要となる。指定管理者においては、従業員の経験、知識、技術、資格、勤務成績等の要素を総合的に考慮した上で、各従業員の賃金を考慮し、賃金を含めた指定管理料を見積もるものと思料される。賃金を含めた人件費が適当な水準を満たさない場合、指定管理者においては従業員の確保が困難になり、結果として、施設の管理・運営が適わず、また、従業員においては、経験、知識、技術、資格、勤務成績等に見合わない賃金での従事を余儀なくされることにつながりかねない。

施設の適切な管理・運営には、それに見合った適正な指定管理料の算定が必要となる。特に非公募については、管理・運営内容及び提示された指定管理料を十分に精査し、石巻市の財政状況等を勘案したうえで、市民サービスの向上と住民福祉の増進を念頭に置きながら、見定めることが必要である。よって、今回の監査対象施設が否かに関わらず、業務内容に応じた賃金水準やその変動等を加味した指定管理料の標準的な考え方を市として示すことを求めたい。

また、前述したが、施設の管理不備により、施設が本来有する機能を発揮できない状態が長期にわたり継続する極めて不適切な事例が見られ、利用者の利用にも支障を来すものであり、早急な改善を求めたい。

3 市と指定管理者の情報交換や業務の調整が十分に行われているか。

今回の監査対象施設と市側担当部署では、定期的又は随時に、書面や両担当者間の面談等により情報交換等が行われている。

しかしながら、事故や不測の事態が生じた場合には、情報交換等が行われるだけでは不十分な事案が認められた。指定管理施設における施設の損壊（枯芝）事例に対し、市として指定管理者に対する助言、指導、指示が不十分であり、また、原因行為者に対する対応がなされていなかった。事故や不測の事態が生じたときこそ、両者間で意思疎通を図り、市から指定管理者への積極的な助言や指導だけでなく、施設設置者側としての対応が求められた事例だが、この点について十分とは言えず、改善を求めたい。

なお、石巻市指定管理者制度導入基本方針において、「市は設置者であることから、（中略）、事業実施後においても継続的に、指定管理者制度導入施設が適正に管理・運営が行われているかどうか、随時、指定管理者に対し必要な指示を行う」と示されており、各担当部署においては、この点を十分に認識すべきである。

4 今回の監査から見えた課題

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められたときに、指定管理者に公の施設の管理を行わせるものであり、地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受し、住民福祉のさらなる増進を目指すものである。

そのためには施設の設置目的を明確にし、市と指定管理者の両者がその効果的かつ効率的な達成を目指すことが必要であり、そのための仕組み（具体的には、業務上のリスクや手順を可視化し、事故・不正等の危険を予防・統制する仕組みや利用者ニーズの研究・分析手法、利用者サービスの質・量の向上策の検証の仕組み等）が必要である。

通常、このような仕組みは、すでに何らかの形で一定程度存在しており、例えば、本市の基本協定書標準様式において、指定管理者が作成し、提出する事業計画書及び事業報告書の確認、業務の実施状況及び施設の管理状況の確認、協議会の設置による情報交換、業務の調整などがある。また、仕様書において、指定管理者に対し、施設に応じた個別の評価項目を設け、指定管理者による自己評価を行わせているものもある。

しかし、具体の状況を確認すると、事業報告書、事業計画書、自己評価報告書は、回覧に供されるだけで、内容の検証が十分にされていないものや、誤りがあっても修正の指示がされないものなど、処理が適切と言えない事案が見られ、仕組みが有効に機能しているとは言えない。

なお、指定管理者や市が行う具体の検証事項、第三者による検証、検証結果の公表方法、事故発生時の対応、安全管理の徹底に向けた具体の取組み等、参考となる具体策や具体例を定めた標準的な規程類は存在していない。

よって、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、既存の事業計画書や事業報告書の確認方法はもちろん、指定管理者に対する具体的な評価の仕組みを整え、評価の実施手順やスケジュール、評価項目（サービス水準に関する事項、指定管理者の財務状況等）、評価結果の客観的な検証、検証結果を生かした改善策の実施等について、市としての標準的な考え方及び指定管理運営に関するガイドラインの策定を求めたい。

また、運営協議会に関しては、協定書標準様式において設置が定められているが、運営協議会の設置目的である担当課と指定管理者との情報交換や意見交換及び業務の調整など、双方の担当

者間で面談等の形で定期的又は随時に実施されており、設置がなくとも同様の機能が確保されていることを考慮すると協定書における運営協議会設置の有無について検討すべきではないだろうか。

最後に、多くの地方公共団体が抱えている課題の1つとして、公の施設の老朽化対策が挙げられる。当市の公共施設についても、「公共施設等総合管理計画」を策定し、適正総量の検討がなされているものの、経年劣化に伴う大規模修繕や老朽化対策が喫緊の課題と言える。

指定管理施設に関しては、イベント等で既に予約がなされている施設も多く、緊急な修繕が発生した結果、休館する事態となった場合、指定管理者側への休業補償に限らず、イベント主催者や来場者に多大な迷惑をかけてしまうことは明白である。

本市の財政状況は、人口減少等による市税収入の減少、少子高齢化の進展に伴う社会保障費等の扶助費の増加により、ますます厳しくなることが推測されることから、策定された「公共施設等総合管理計画」については、スピード感を持って実施されることを期待するものであり、特に老朽化対策等で修繕が必要とされる指定管理施設については、大局的、長期的な視野に立って施設の将来ビジョンについて検討することを望むものである。

〔資料編 調査票の集計結果〕

1 所管課の調査票集計結果

※ 施設内訳は下記の番号で表記

①石巻市子どもセンター

②石巻市立釜保育所

③石巻市かわまち交流拠点施設

(石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまちバス駐車場、石巻市かわまち交通広場)

④石巻市総合運動公園

⑤石巻市健康センター

⑥石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館

⑦石巻市河北総合センター

⑧石巻市複合文化施設 (石巻市芸術文化センター、石巻市博物館)

⑨雄勝地域拠点エリア (雄勝硯伝統産業会館、雄勝観光物産交流館)

⑩石ノ森萬画館

⑪牧山市民の森

[※文章等での回答については要旨のみ掲載]

問1 「募集方法の公募・非公募の別とその理由」

	「公募」	「非公募」
回答数	3	8
施設内訳	①、②、⑤	③、④、⑥～⑪
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が運営を行うことにより、子育て支援事業経験の強みを活かし、運営を効果的に実施することが期待されるため [①] ・民間事業者の活力と手法を活かすため [②] ・効果的、効率的に適応する施設運営を図るため、広く募集する必要があるため [⑤] 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報発信、イベント等の企画実施、地場製品の販売促進等の機能を有する市内唯一の団体あるため [③] ・これまで実績があり、効果的かつ効率的な運営が見込まれるため [④、⑥、⑦、⑧] ・業務の特殊性を勘案すると、施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないため [⑨、⑩、⑪]

問2 「令和3年度の協定書を締結しましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問3 「令和3年度事業計画書（事業実施計画書及び収支計画書）の提出を期限までに受け、内容に不足、不備、支障がないことを確認しましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問4 「災害が発生した場合や不審者の出現に備えた危機管理への対策・対応が書面で作成され、市と指定管理者とで共有されていますか」

	「作成も共有もしている」	「作成しているが共有していない」	「作成も共有もしていない」	「作成しているか否かわからない」
回答数	9	0	2	0
施設内訳	①、②、④～⑩		③、⑪	

問5 「指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制が整っていますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問6 「利用者の安全対策・衛生対策が図られていることを現地で定期又は随時に確認していますか」

	「定期に確認している」	「随時に確認している」	「確認していない」
回答数	0	9	2
施設内訳		①～③、⑤～⑩	④、⑪

問7 「物品管理（管理備品）の稼働状況や管理状況を定期又は随時に確認していますか」

	「定期に確認している」	「随時に確認している」	「確認していない」
回答数	0	8	3
施設内訳		①～③、⑤～⑧、⑩	④、⑨、⑪

問8 「遊休備品の整理（廃棄・保管換等）を行いましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	4	7
施設内訳	①、④、⑥、⑩	②、③、⑤、⑦～⑨、⑪

問9 「事業報告書（年次）の内容やそれに関連する事項について、文書による報告又は口頭による説明を求めましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	9	2
施設内訳	①～⑨	⑩、⑪

問10 「事業報告書（年次）に基づき、指定管理者の業務の実施状況及び施設の管理状況を現地で確認していますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	9	2
施設内訳	①～④、⑥～⑩	⑤、⑪

問11 「事業報告書（年次）のほかに、業務の実施状況や施設の管理状況について、月次や四半期毎などの定期の事業報告書（例：月次報告書等。名称は問わず。）の提出を受けていますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	10	1
施設内訳	①～⑧、⑩、⑪	⑨

問12 「指定管理者に対し、業務の実施状況や施設の管理状況について、改善勧告や指導・助言をしたことがありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	4	7
施設内訳	①、④、⑦、⑧	②、③、⑤、⑥、⑨～⑪
内容	<p>新型コロナ感染予防による休館時には、子供たちへの働きかけを指示し、「おさんぽらいつ」「もしもしらいつ」等の取り組みを実施した。[①]</p> <p>再委託した業者が不適切管理のため、スポーツ芝を枯らす事案が発生したことから、芝管理及び事業者選定について指導した。[④]</p> <p>新型コロナ感染予防に係る利用時間の制限等助言を行った。[⑦] など</p>	

問13 「指定管理業務を円滑に実施するため、情報交換、意見交換、業務の調整のための運営協議会を設置していますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	2	9
施設内訳	②、⑨	①、③～⑧、⑩、⑪

問14 「運営協議会以外の方法で、定期又は随時に情報交換、意見交換、業務連絡の機会が設けられていますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	9	2
施設内訳	①、③～⑩	②、⑪

問15 「指定管理者が業務の一部を外部へ再委託するにあたり、課題はありますか（「はい」の場合はその内容。）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	2	9
施設内訳	④、⑧	①～③、⑤～⑦、⑨～⑪
内 容	令和2年度のスポーツ芝管理における再委託について、入札により業者選定したものの、不適切な管理により芝が枯れる事案が発生した。現在は別業者に再委託し適切な管理を行っているが、入札価格だけで業者選定すると品質が担保されない懸念がある。[④] 社会情勢の影響により各種業務委託料が上昇している。[⑧]	

問16 「指定管理者の事務処理（施設の利用許可等）・経理処理（諸帳簿の記載、現金の取扱い、利用料金の徴収・減免等）に課題はありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	3	8
施設内訳	①、④、⑧	②、③、⑤～⑦、⑨～⑪
内 容	入館者管理システムの更新が困難になっている。（システム業者変更のため）[①] 利用申請等について、これまで対面で実施してきたが、今後は感染拡大防止のためWEB申請の導入について検討している。[④] 図録販売に係る契約、会計処理に係る一連の方法について整理が必要である。[⑧] など	

問17 「市（担当課）側で利用者からの苦情に対応したことがありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	5	6
施設内訳	①、④、⑦、⑧、⑩	②、③、⑤、⑥、⑨、⑪
内 容	施設利用中の子供がボール遊びをした際に他の子供に当たった件があり、より子供に対する注意を払うよう情報共有し、対処した。[①] 運動場利用に係る市民からの苦情 [④] コロナ感染者の多い市外地域からの利用について制限するよう指定管理者へ話したところ、対応に納得がいかなかったとのことで市へ苦情が入り、対応した。[⑦] 施設の窓口対応について等 [⑧] 石ノ森萬画館へ至る道路が分かりにくい、案内標識が分かりにくい等 [⑩]	

問18 「利用者ニーズの研究・分析を行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	7	4
施設内訳	①～⑤、⑧、⑨	⑥、⑦、⑩、⑪
内 容	入所申込書から希望理由を把握 [②] 利用者属性、利用状況の統計作成 [③] 利用者から要望が多い箇所を優先に施設修繕を実施している [⑤] 来場者に対するアンケート調査の実施 [①、④、⑧、⑨]	

問19 「利用者サービスの向上に向けた取組みを行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	6	5
施設内訳	①～④、⑧、⑨	⑤～⑦、⑩、⑪
内 容	Wi-Fi 設置の決定 [①] 保育所内に写真や日誌等を掲示して日々の状況がわかるようにしている [②] 非定期的な意見交換を実施 [③] 利用者アンケートの実施 [④] 年間パスポート購入者に対する特典の付与を検討中 [⑧] 運営等のサービス向上計画を作成している [⑨]	

問20 「利用状況の向上に向けた取組みを行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	8	3
施設内訳	①～④、⑥～⑨	⑤、⑩、⑪
内 容	各学校に活動内容を配布したり、移動児童館を実施して事業を周知している [①] 保育所で発行したしおりを配布し、施設を周知している [②] 非定期的な意見交換を実施 [③] 自主事業の開催（ナイトヨガ・野球など） [④] 利用料の減免、及び芸術文化事業の実施 [⑥、⑦] 来館者アンケート結果を運営に反映、およびSNSを活用した情報発信 [⑧] 運営等サービス向上計画の作成 [⑨]	

問21 「指定管理者制度導入のメリットをどのように感じていますか」

回 答
<p>行政とは違い、機動性と瞬発力があり、横に広いつながりの中で施設利用者の利便性や見守りの向上が図られる。</p> <p>また、専門性の高い職員を継続して雇用することができるため、年度に縛られない事業や新たな事業へ取り組むことができる。 [①]</p>
<p>特色のある保育を行っていることや、安定した経営実績から、利用者にとって一般の認可保育所と同様に必要な保育サービスを受けることができる。 [②]</p>

<p>時間帯や休日等にとらわれないサービスの提供が可能となる。〔③〕</p>
<p>直営から指定管理者制度に移行したことによって、人件費等を含めた行政のスリム化が図られた。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブを運営する指定管理者が本施設を運営することは、スポーツ行政の合理的かつ円滑な運営に貢献している。〔④〕</p>
<p>様々なニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の有する能力を活用しつつ、市民の健康増進を図ることができる。〔⑤〕</p>
<p>30年以上にわたる芸術文化事業の実施実績を有し、また、石巻市民会館、石巻文化センターなどの芸術文化施設の運営にあたってきており、そのノウハウが事業実施や貸館施設の管理等について顕著に表れている。〔⑥、⑦、⑧〕</p>
<p>当該指定管理者には学芸員資格保有者が配置されていないことから、条例において学芸業務（史資料の保存、調査、研究等）を指定管理者に行わせる業務から除外されているため、博物館部分に対しての指定管理者制度の導入については、施設の維持管理、受付業務に関する部分に限られる。それ以外の業務は直営であるため、指定管理者制度導入のメリットは薄い。〔⑧〕</p>
<p>指定管理者制度導入により、当該施設の維持管理業務にかかる職員の負担が軽減されることから、他事業の推進に労力を割り振ることができる。〔⑨〕</p>
<p>指定管理者の方が、漫画家や声優等の事務所とのやり取りが円滑であり、イベント実施の際も企画構成や実施体制など、より観光客目線に立ったものになっている。そのため、施設をより円滑かつ効果的に運営できる〔⑩〕</p>
<p>直営で行った場合と比較し、人件費の削減が図られている。</p> <p>また、専門の管理者を置くことにより、広大な施設の維持管理が適正に行われており、倒木など問題があった場合も迅速に対応できている。〔⑪〕</p>

2 指定管理者の調査票集計結果

※ 施設内訳は下記の番号で表記

①石巻市子どもセンター

②石巻市立釜保育所

③石巻市かわまち交流拠点施設

(石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまちバス駐車場、石巻市かわまち交通広場)

④石巻市総合運動公園

⑤石巻市健康センター

⑥石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館

⑦石巻市河北総合センター

⑧石巻市複合文化施設 (石巻市芸術文化センター、石巻市博物館)

⑨雄勝地域拠点エリア (雄勝硯伝統産業会館、雄勝観光物産交流館)

⑩石ノ森萬画館

⑪牧山市民の森

[※ 文章等での回答については要旨のみ掲載]

問1 「令和2年度(令和3年度)年度協定書を締結しましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問2 「令和2年度(令和3年度)事業計画書(事業実施計画書及び収支計画書)の提出を期限までにしましたか」

	「はい」	「いいえ」	「補正(修正)を求められた」
回答数	11	0	0
施設内訳	対象施設 全て		

問3 「災害が発生した場合や不審者の出現に備えた危機管理への対策・対応が書面で作成され、市と指定管理者とで共有されていますか」

	「作成も共有もしている」	「作成しているが共有していない」	「作成も共有もしていない」
回答数	9	0	2
施設内訳	①、②、④～⑩		③、⑪

問4 「管理している施設は、次のいずれに該当しますか」

	「特定用途防火 対象物」	「非特定用途防火 対象物」	「いずれでもない」	「わからない」
回答数	7	2	1	1
施設内訳	①、②、④、⑥～⑨	⑤、⑩	⑪	③

問5 「定期的に施設・設備の安全点検・衛生点検（問9・問12の点検・検査を除く）を行っていますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問6 「問5で「はい」の場合、施設・設備の安全点検・衛生点検の頻度及び方法を教えてください」

回 答
閉館時、休館日に目視点検し、日誌に記録する。(①)
年2回(3～4月、9～10月)、点検表にてチェックする。(②)
エレベーター、自動ドア、空調についてチェックしている(③)
階段等の障害物、可燃物からの距離、変電設備の異音や加熱など避難施設、火器設備器具や電気設備の自主検査(月2回) 子ども広場の遊具や屋外施設のトイレ等の安全・衛生点検、消毒作業は毎朝実施。 野球場やフットボール場等のトイレやシャワー室、選手控室等の屋内施設については施設使用後にその都度点検・消毒を実施している。(④)
安全点検は週1回(プールとジムは毎日)、衛生点検は1日1回以上実施(⑤)
各設備点検については、委託業者との契約に基づき、年間を通して実施(毎月～年3回) その他、各職員による内外施設の目視点検及び可動点検を毎日実施(⑥、⑦、⑧)
安全・衛生点検は委託業者により年2回実施(⑩)
安全・衛生点検は委託業者により年1回実施、その他常駐職員で毎日目視点検を実施(⑪)

問7 「防火管理者の選任・届出はしましたか」

	「はい」	「いいえ」	「必要ない」
回答数	10	0	1
施設内訳	⑪ ～⑩		⑪

問8 「消防計画の作成・届出はしましたか」

	「はい」	「いいえ」	「必要ない」
回答数	10	0	1
施設内訳	⑪ ～⑩		⑪

問9 「消防設備の点検・届出はしましたか」

	「はい」	「いいえ」	「必要ない」
回答数	10	0	1
施設内訳	①～⑩		⑪

問10 「消化、通報、避難訓練は昨年度何回行いましたか」

	「2回以上」	「1回」	「していない」	「必要ない」
回答数	10	0	0	1
施設内訳	①～⑩			⑪

問11 「消防署へ訓練の報告をしていますか」

	「はい」	「いいえ」	「必要ない」
回答数	9	1	1
施設内訳	①～④、⑥～⑩	⑤	⑪

問12 「問5・問9のほか、施設・設備（昇降機、貯水槽、浄化槽等）の各種法定点検・検査は適切に実施されていますか」

	「はい」	「いいえ」	「必要ない」
回答数	9	0	2
施設内訳	①、③～⑩		②、⑪

問13 「管理物品（管理備品）の稼働状況や管理状況を定期又は随時に確認していますか」

	「はい（定期）」	「はい（随時）」	「いいえ」
回答数	5	5	1
施設内訳	②、⑤、⑧～⑩	①、③、④、⑥、⑦	⑪

問14 「遊休備品の整理（廃棄・保管換等）を行いましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	4	7
施設内訳	①、④、⑥、⑩	②、③、⑤、⑦～⑨、⑪

問15 「事業報告書（年次）の際に、指定管理者側から主体的に市に対し、業務の実施状況及び施設の管理状況を説明していますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	10	1
施設内訳	⑪ ～⑩	⑪

問16 「問5が「いいえ」の場合、事業報告書（年次）の内容やそれに関連する事項について、後日、市から文書による報告又は口頭による説明を求められましたか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	0	1
施設内訳		⑪

問17 「事業報告書（年次）のほかに、業務の実施状況や施設の管理状況について、月次や四半期毎などの定期の事業報告書（例：月次報告書等。名称は問わず。）を市に提出していますか」

	「はい」	「いいえ」
回答数	11	0
施設内訳	対象施設 全て	

問18 「業務の実施状況や施設の管理状況について、市から改善勧告や指導・助言を受けたことがありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	5	6
施設内訳	④、⑤、⑦～⑨	①～③、⑥、⑩、⑪
内容	再委託業者の不適切管理によりスポーツ芝が枯れる事案が発生。協議の結果、令和3年度の再委託の際、業者選定について指導・助言を受けた。（④） 新型コロナウイルス感染予防対策として、各講座の定員を50%減、講座入替ごとの換気、消毒の実施等指導を受けた。（⑤）	

問19 「指定管理業務を円滑に実施するため、情報交換、意見交換、業務の調整のための運営協議会を設置していますか」

	「はい（定期）」	「はい（随時）」	「いいえ」
回答数	2	1	8
施設内訳	①、⑨	②	③～⑧、⑩、⑪

問20 「運営協議会以外の方法で、定期又は随時に情報交換、意見交換、業務連絡の機会が設けられていますか」

	「はい（定期）」	「はい（随時）」	「いいえ」
回答数	1	8	2
施設内訳	⑨	①、③、⑤～⑧、⑩、⑪	②、④

問21 「令和2年度（令和3年度）の指定管理に要した人件費総額（常勤・非常勤）はいくらでしたか」

人件費総額		施設数
～	5,000,000 未満	0
5,000,000 以上	～ 10,000,000 未満	1 (⑩)
10,000,000 以上	～ 30,000,000 未満	4 (①、③、⑥、⑨)
30,000,000 以上	～ 50,000,000 未満	2 (⑤、⑦)
50,000,000 以上	～ 70,000,000 未満	2 (④、⑩)
70,000,000 以上	～ 100,000,000 未満	2 (②、⑧)
100,000,000 以上	～ 150,000,000 未満	0
150,000,000 以上	～ 200,000,000 未満	0
200,000,000 以上	～	0

問22 「常勤職員数、非常勤職員数は何人でしたか」

	常勤職員数	非常勤職員数	合計職員数
全施設合計	93	44	137
平均値	7.75	3.7	11.4

問23 「外部への再委託に課題はありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	2	9
施設内訳	⑦、⑧	①～⑥、⑨～⑪
内容	設置されている機械装置が特殊であるため、他の業者では対応できず、随意契約が続いている。(⑦) 社会情勢等により各種業務委託料が上昇している。(⑧)	

問24 「外部への再委託は、どのような手法で行いましたか（複数回答可）」

	「入札（価格競争）」	「複数者による見積り（価格競争）」	「一者のみの見積り」
回答数	1	7	9
施設内訳	⑨	①、④～⑨	③～⑪

問25 「指定管理者の事務処理（施設の利用許可など）・経理処理（諸帳簿の記載、現金の取扱い、利用料金の徴収・減免など）に課題はありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	6	5
施設内訳	④～⑨	①～③、⑩、⑪

内 容	<p>ラグビーやサッカーの試合等について、年間スケジュールで利用確保しているが、条例規定に基づき 15 日前までに正式な利用申請をしないことが多々あり、一般利用者の利用予約に支障をきたしている。</p> <p>利用料金について、減免の範囲（冷暖房費用を除外するか）、料金設定（市内、市外で差をつける）などを検討中（④）</p> <p>施設の利用許可等、手続きを簡略化できないか検討中（⑤）</p> <p>類似施設で減免基準が異なるため、複数の施設を利用している団体の弊害となっている。市として社会教育関係団体における減免基準を統一してほしい。</p> <p>利用団体の利用回数に係る上限設定がないことから、市民の平等利用が確保できていない。（⑥、⑦）</p> <p>コロナウイルス感染対策のため、利用制限が続いていることから利用料金収入に影響を及ぼしている。（⑧）</p>	
-----	--	--

問26 「指定管理者（施設）側で利用者からの苦情に対応したことはありますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回 答 数	8	3
施設内訳	④～⑪	①～③
内 容	<p>指定管理用地外の草刈りについて苦情があり、急遽指定管理者で草刈りをした。</p> <p>繁忙期の駐車場利用について、路上駐車する利用者があり近隣住民から苦情があった。（④）</p> <p>コロナ対策の影響で施設が使いたいように使えない（⑤）</p> <p>トレーニング室利用者からの苦情（利用者情報の記入拒否、シャワールームの水はけ等）（⑥）</p> <p>コロナ感染者が頻発している地域からくる利用者に対して利用を制限すべきであるとの苦情があった。（⑦）</p> <p>コロナ感染防止策の徹底及び公演中止の要望（⑧）</p> <p>展示レイアウト等への意見（⑧）</p> <p>道路上に案内看板がないとの苦情があり、仮の看板で対応した。（⑨）</p> <p>行き方がわかりづらいので案内看板を設置してほしい。</p> <p>駐車場がないのが不便。</p> <p>イベントをする場所、休憩スペースがない。</p> <p>周囲に街灯がなく冬場の夕方は危険。（⑩）</p> <p>遊歩道に倒木がある（⑪）</p>	

問27 「利用者ニーズの研究・分析を行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	9	2
施設内訳	①、②、④～⑧、⑨、⑩	③、⑪
内 容	利用者アンケートの実施（①、④～⑩） 事業等に関する振り返りワークショップの開催（①） 申し込み状況を分析し、ニーズを把握（②） 施設利用後に利用報告書を提出してもらい、利用者のニーズ把握をしている（④、⑥、⑦、⑧） ホームページへ各種お問い合わせコーナーの設置（⑧） ホームページ閲覧状況、観光動向指数データの分析（⑩）	

問28 「利用者ニーズ（サービスの質、利便性）の向上に向けた取り組みを行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	10	1
施設内訳	①～⑩	⑪
内 容	事業等に関する振り返りワークショップの開催（①） 保育日誌の掲示、写真や作品の掲示等保育状況がわかるようにしている（②） 感染症対策、環境整備など、基本的なことを徹底している（③） 各施設利用について、直前にキャンセルとなることが多いため、「キャンセル待ち」による仮予約を導入し、有効利用を図った。（④） スタッフ研修の実施（⑤、⑨） 館内表示やホームページ、SNS等で施設の空き状況をリアルタイムで発信し、最新情報を利用者に周知している（⑥） 毎月行事予定表を作成し、利用者の目のつく場所においているほか、毎日の利用状況をモニターで表示している（⑦） 来場者へ明瞭な案内表示の設置（⑧） 駐車場が遠いため、足の不自由な利用者から申し出があれば車で送迎している。 イベント情報等を公式サイト等で配信している。（⑩）	

問29 「利用状況（利用者数、利用頻度）の向上に向けた取り組みを行っていますか（「はい」の場合はその内容）」

	「はい」	「いいえ」
回答数	10	1
施設内訳	①～⑩	⑪
内 容	広報誌を市内小中学校、子育て支援施設等に配布（①） ホームページ、SNS等による情報発信（①、⑤、⑧、⑩）	

	<p>各町内会に依頼し、回覧板で広報誌を回覧している (②)</p> <p>近隣の団体と協力してイベントを開催した (③)</p> <p>各施設で急遽キャンセルとなった場合は、一般利用者に対し Twitter 等で情報発信している (⑥)</p> <p>独自のホームページを公開し、施設案内や利用料金など、遠方からでも利用しやすい環境を整えている。(⑦)</p> <p>施設利用予定者の見学、下見対応。</p> <p>定期利用者への次回予約の促進 (⑧)</p> <p>販売商品の見直し、企画展示の実施 (⑨)</p> <p>集客力のある企画展の開催。</p> <p>年間パスポートを発行しリピーター確保に努めている。(⑩)</p>	
--	--	--

問30 「指定管理業務に関し、提案や意見があれば記載してください」

回 答	
	<p>55歳未満の職員が長時間継続して勤務できるよう、毎年度最低限の定期昇給分の人件費予算を確保してほしい。</p> <p>当初、指定管理業務として整理されていない業務が発生し、当方の職員が役務の提供をした場合には、柔軟に指定管理料へ反映していただきたい。(④)</p>
	<p>施設の老朽化に伴う故障等が相次いでおり、設備や備品に関する取り決めについて、現在の状況を考慮し、見直していただきたい。(⑤)</p>
	<p>施設の老朽化が進んでおり、ホール、体育館の吊り物装置等は安全上早急に対応が必要であるが、担当課へ修繕を要望しているものの、なかなか進んでいない。(⑦)</p>
	<p>施設管理経費については、新型コロナ感染予防策による利用制限、原油価格高騰に伴う光熱水費、燃料費の高騰など、社会情勢の影響により収支の状況が当初の想定と比較し大幅に差異が生じている。当施設のような大型施設となると金額の変動も大きいことから、今後基準となる管理経費については2～3年の実績を参考に試算していただくことを提案したい。</p> <p>施設維持に係る定期的なメンテナンスも重要であるため、事故やトラブルを未然に防ぐ方策及び突発的な故障等による対応の協議を計画的にさせていただきたい。</p> <p>当財団は、法令に基づき公益認定を受けた公益法人であるため、事業内容の変更については県の許可が必要となる。指定管理事業における各種協議については、当財団の事業内容を考慮したうえで協議していただきたい。(⑧)</p>
	<p>24時間空調管理を行っているため、気候等の状況により、維持管理経費の増額が予想される。(⑧)</p>
	<p>施設が経年劣化により修繕箇所が目立ってきている。特に空調設備は頻繁に不具合が発生しており、早急な修繕が必要となっている。また、観覧券発券機及びホストPCが令和4年度で保守契約が終了することから、令和5年度には機器の入替をする必要がある。(⑩)</p>